

# 平成23年3月新規学校卒業者の 採用枠確保・拡大に関する要望について

このたび、相馬周一郎山形県教育委員会教育長が来会され、当会宛に平成23年3月新規学校卒業者の採用枠の確保・拡大に関する要望をいただきました。

会員の皆様におかれましては新卒卒での応募受付について御配慮いただくとともに、新規学校卒業者が一人でも多く早期に安定した就職先を決定できますようご協力の程宜しくお願いいたします。

最低賃金は、暮らしの支えです。

必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も

## 山形県最低賃金が 改定されました。

山形県最低賃金学

# 645時間額円

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

発行日:平成22年10月29日

※特定の産業には特定(産別)最低賃金が定められています。

厚生労働省

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する  
特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索



厚生労働省

最低賃金に関するお問い合わせは山形労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

会員募集

# 小さくても大きなゆとり みんなでつくる福利厚生制度

自分を深める  
講座・セミナーなど、  
みんなの交流の場を  
提供します。

健康診断、  
スポーツ施設などの  
割引き幹旋で  
みなさんの健康を  
守ります。

みなさんが  
参加できる多彩な  
レクリエーションを  
提供しています。

祝金、見舞金などの  
共済給付金で  
みなさんの生活を  
大きく支えます。

お問い合わせ・入会申し込みは

## ナイスサポート

(社)山形市勤労者福祉サービスセンター

TEL 023-647-7122 FAX 023-647-7133

〒990-2477 山形市長苗代61番地 山形市スポーツ会館内